

マスキニの

外資の日本攻勢が本格化 カギ握るトランプ大統領

日本のロビイストと契約

日本経済新聞（6月10日付）による

と、カジノを中心とした統合型リゾート（IR）施設整備を巡り、外資の日本への攻勢が本格化している。とりわけ活発なのは米大手娯楽産業の動きで、トランプ米大統領を巻き込み門戸開放を迫る。自治体には海外への利益流出に反感もあるが、カジノを運営するにはノウハウが豊富な外資系企業に頼らざるを得ない。都内で5月10～11日に開いた国際カジノ会議「ジャパン・ゲーミング・コングレス」。米国、欧州、アジアのカジノ運営業者ら約500人が集まり、日本の自治体関係者らと活発に意見を交わした。マカオのカジノ大手銀河娯楽集団（ギャラクシー・エンターテインメント）の幹部は「マカオでは大衆市場を狙って成功した。日本でも地域社会との結びつきを重視したい」と秋波を送る。一部の海外カジノ大手は日本のロビイストとも契約。すでにロビイストは政府や地方自治体の関係者に対する「面会攻勢」をかけている。

パチンコなど多種多様な賭け事を受け入れる日本市場の潜在力に目をつけ、なりふり構わず「ガイアツ」をかけてきた筆頭格は米国だ。「シンゾウ、こういった企業を知っているか」。米国で開いた2月の日米首脳会談。トランプ大統領は安倍晋三首相にはほほ笑みかけた。日本が取り組むIRの整備推進方針を歓迎したうえで、米ラスベガス・サンズ、米MGリゾートなどの娯楽企業を列挙した。政府関係者によると首相は聞き置く姿勢だったが、隣の側近にすかさず企業名のメモを取らせた。サンズはアデルソン会長兼最高経営責任者（CEO）が熱心な共和党支持者で、トランプ氏個人への高額献金者でもある。MGリゾートなど米大手は複数の有力連邦議員に働きかけ情報収集に余念がない。カジノは地域住民に雇用の場を提供し、地元で多額の税収をもたらす有力なビジネスだ。その超党派の政治力はオバマ政権時代から発揮されてきた。米は日本のIR法案の動向に常に探りを入れ、米企業進出の環境整備を度々日本に求めた。トランプ氏が首脳会談で首相に言及したのは、献金額が多い順だったようだ。

発砲した男2人を逮捕

朝日新聞（6月7日付）によると、

ゲーム・パチンコ機器大手「セガサミーホールディングス」の里見治会長の自宅が2015年1月、何者かに発砲された事件で、警視庁は6日、暴力団関係者の男2人を銃刀法違反（発射、加重所持）と建造物損壊容疑で逮捕した。捜査関係者への取材でわかった。別の暴力団組員の男1人も同容疑で近く逮捕する方針。

捜査関係者によると、逮捕容疑は15年1月14日未明、東京都板橋区の里見会長宅に向けて拳銃を発砲し、建物の一部を壊したというもの。事件は同日午前3時半ごろ、「ドン」という音を聞いた警備員が板橋署に通報して発覚。署員が調べたところ、里見会長宅の門の照明が割れ、自宅前に葉莖（やつきよう）1個と未使用の銃弾3発が落ちていた。里見会長らにけがはなかった。署は事件当時、これまでに里見会長から脅迫などの相談を受けたことはなかったと説明しており、警視庁が捜査していた。今後、発砲事件の背景を詳しく調べる

強盗容疑で男2人逮捕 交換所で450万奪う

産経新聞（5月29日付）によると、

警視庁捜査1課は5月29日、パチンコの景品交換所から現金約450万円を奪ったとして、強盗と建造物侵入の疑いで、山梨県都留市の職業不詳、稀代弘之容疑者（31）と、東京都町田市原町田の職業不詳、富沢秀希容疑者（28）を逮捕した。捜査1課によると、稀代容疑者は「この事件をやるためにインターネットで富沢容疑者と知り合った」と供述し、容疑を認めている。富沢容疑者は「分かりません」と否認しているという。逮捕容疑は昨年10月9日午後11時10分ごろ、練馬区田柄のパチンコ店で閉店作業をしていた男性アルバイト（62）に刺し身包丁のような刃物を突き付けるなどし、近くにある景品交換所の金庫から現金約450万円を奪った疑い。現場の近くに設置された防犯カメラに2人が逃走した際に使用した車が写っており、浮上した。

仮病で休暇取りパチンコ 20代の税務署員懲戒処分

朝日新聞（5月26日付）によると、病氣だとうその申告をして休暇を取りパチンコをしていたなどとして、福岡国税局は5月26日、長崎県内の税務署に勤める20代の男性事務官を停職3カ

いま改めて労働基準法⑤ 解雇予告は少なくとも30日前 相応の賃金払えば日数短縮も

労働基準法は従業員の解雇についてルールを定めています。19条は次の場合は解雇してはならないとしています。すなわち労働者が業務上負傷したり病気になり、療養のために休業する期間とその後30日間、ならびに産前産後の女性が休業する期間とその後30日間です。

ただし、業務上の負傷や病気療養し会社から療養補償を受けている労働者が、療養開始後3年を経過しても治らない場合は、平均賃金の1200日分の打ち切り補償を支払えば解雇が認められています。また「天災事変その他やむを得ない事由」で事業の継続が不可能になった場合も従業員を解雇できますが、この場合はその理由について行政官庁の認定を受けなければならないと定めています。

20条では解雇の予告を規定していて、少なくとも30日前に予告する必要がありますが、予告をしなかったときは30日以上平均賃金を支払わなければなりません。また、予告の日数は1日について平均賃金を支払った場合は、その日数を短縮できるとしています。つまり、平均賃金の20日分を支払えば、10日前の予告でもよいのです。ただし、労働者の責任に帰すべき理由で解雇する場合や「天災事変その他やむを得ない事由」で事業の継続が不可能になった場合は予告は必要なしとしています。

(監修・日遊協顧問弁護士 堤義成、同 岩本康博)

月の懲戒処分にし、発表した。事務官は「同期より仕事ができず劣等感を感じていた。人と接する仕事がつらかった」と説明しているという。同日付で辞職した。同局によると、事務官は昨年4月〜今年4月、体調不良やノロウイルスを患ったことを理由に、計47日の病気休暇を取得した。だが実際はパチンコ店やネットカフェで過ごしていた。今年3月下旬、熱が出たとの理由で休暇を取った際、パチンコ店や居酒屋に入りする姿を同僚に見られ、発

覚した。不正に受け取った休暇分の給与や賞与計約53万円は返還させた。国税広報広聴室は「国民の信頼を損なうもので、誠に遺憾」としている。
**生後2か月の女児が死亡
車内に放置した母親起訴**
産経新聞(6月3日付)によると、山口県防府市のパチンコ店の駐車場で5月、生後2か月の三女を約5時間半車内に放置し、熱射病で死亡させたとして山口地検は6月2日、母親で無職、小川利恵容疑者(23)≡同市≡を保護

責任者遺棄致死罪で起訴した。地検によると、小川被告は当初、自宅アパートにワゴン車を止め家事をしていたと説明したが、パチンコ店でロットをしていたことが防犯カメラの映像などで判明。防府署によると、「世間体を気にしてうそを言った。ストレスがたまってパチンコ店に行った」と供述している。起訴状によると、5月11日午前10時〜午後3時40分ごろ、スロットをするため、防府市内のパチンコ店の駐車場に止めた車の中に三女を

放置し死亡させたとしている。

依存症対策法案を提出

読売新聞(6月14日付)によると、

自民、公明両党はギャンブル等依存症対策基本法案を議員立法で衆議院に提出した。自公両党は野党にも協力を呼び掛け、秋の臨時国会での成立を目指す。法案では競馬などの公営ギャンブルやパチンコの事業者に対し、国や地方自治体が実施する対策に協力させ、依存症予防に配慮する努力義務を課している。

カジノ内ATM設置禁止

朝日新聞(6月14日付)によるとカ

ジノを含む統合型リゾート(IR)の制度を検討している政府は、カジノ施設内に現金自動出入機(ATM)の設置を認めない方針を明らかにした。クレジットカードの利用も外国人を除き原則として禁止する。ギャンブル依存症対策のひとつだが、どの程度実効性があるかは不透明としている。

受動喫煙法案提出先送り

読売新聞(6月6日付) 政府は非喫

煙者がたばこの煙を吸い込む受動喫煙への対策を強化する健康増進法改正案の今国会提出を断念する方針を固めた。飲食店の規制を巡り、厚生労働省と自民党が折り合う見通しが立たないためだ。双方は今秋の臨時国会での提出・成立に向け協議を続ける。

業界誌の

巧妙な隠語、ツールの多様化 広告規制の裏かく動き横行

射幸心をあおるとして、平成14年ごろから当局が推し進めてきたパチンコ・パチスロ業界の「広告規制」だが、ここへきて依存症問題への対応もからみ、あらためて注目を集めている。所轄署の立ち入り調査による指示処分なども頻発していて、そうした事例がまたSNSなどを通じて知れ渡り、さらにその裏をかくような動きも出ている。業界のすべてがそうとは言いい切れないが、世間から厳しい目が注がれている今、業界全体として看過できない問題に発展しつつある。

『9』を示すカニがひっくり返っている表記の事例がある会合で報告され、出席者を苦笑させているという。堂々とライター来店取材中小ホールに厳しい現実

朝一のルール配列で示唆 大衆娯楽からのかい離も

そうした数字を連想させる表記も注意されると、今後は『金』『銀』とか『会長』『社長』といったイメージに転換。さらにそれも注意され、『笑顔』『ロック』『ウルトラマンタロウ』『下っ端2人排除』とどんな隠語化が進行した。クイズ形式の店内ポスターや、駅から店内までの距離や時間で示唆したところも多い。さらには言葉を使わずに、『クレオフ』やプレートの色分け、朝イチのルール配列での示唆も登場した。

堂々とライター来店取材 中小ホールに厳しい現実

最近、問題になっているのがファン雑誌などに寄稿するライターを利用した巧妙な広告表現も問題視されている。平成24年通達にも盛り込まれているが、注意喚起等についてはやむを得ないとされた事例を突破口にして『撮影への映り込みに注意』といった但し書きで特定日を探させる手法なども横行している。結果『組合でライターなどの来店取材にはNGになっているが、近隣ではいままも堂々とやっている。なかに1週間のスケジューリングを掲載して毎日違う人を呼ぶ店もある。規制前よりも派手な営業だ』『広告宣伝も体力勝負になっている。派手に動くことができず大手企業が有利で、真面目に営業する中小ホールは本当に厳しいと思う』という声が聞かれる状況だ」という。

遊技通信6月号は、

こうした風潮を受け、「巧妙化する隠語 多様化する抜け道」/正当な広告宣伝も規制される悪循環は続く」を特集、業界事情をリポートしている。広告規制が始まったのは今から15年前。当時の業界は一連の規制の先駆けとなった平成14年の通達では、特に等価交換の表記やパチスロ営業における設定表示などが問題視されたが、この時は多くの関係者が「言葉の規制」と受け止め、警察庁が例示した文言を使わない広告を展開した。特に設定情報の表示方法では、パチスロ専門店なのに海物語における「アン

コウ」をキャラクター化した表現が登場。それが注意されると『郷ひろみ』『ヨシ様』といった人名に変化した。

『交換率でも、とにかく』/どうか』/どうか』/どうか』と読める当て字が横行したのも周知の通りで、このあたりから一般人が認知できない言葉がチラシなどに氾濫。『大衆娯楽』からのかい離が進行している。この平成14年通達時のホールの対応スタイルがまだに続いていることは明らかで、さらに深く潜り込んだ隠語や、広告宣伝ツールの多様化がそれを支えるようになっていく。最近の隠語の事例では、海物語

行政とのイタチごっこに
眉しかめる業界関係者も

また（広告宣伝に対する規制が厳し

い一部のエリアでは、『店舗の隠された意図』を伝える行為も多い。島上のポップの色や、形状の違い、SNSで発信する画像における背景の機種などだ。手の込んだものでは、店舗のスタッフの紹介ポスターが、普通に見る分には何ら違和感がないが、少し遠目で見ると数字が浮かび上がるといふものまであるという。『店内ではポスターや映像では伝えられないので、インテリアやデザインでにぎわい感を出している』というホールもある。行政が厳しい姿勢を打ち出す一方で、ホール側は今まで行ってきたことをいかに維持するかを模索する。こうしたイタチごっこを15年も続けているということだ」と嘆く。むしろ、こうした風潮に対して、眉を顰める業界関係者もいるが、大きな声にはなっていないようだ。

今月は、他にグリーンベルト6月号

「巻頭特集/5・5号機は買いなのか?」、プレイグラフ「特集/苦境を乗り切る/遊技機戦略」が注目だ。このところ遊技機市場に続々投入されるビッグタイトルが市場の話題をさらっている。業界再生の切り札となるか。